

平成 23 年 5 月 13 日

各 位

本社所在地 東京都千代田区大手町二丁目2番1号  
会社名 リスクモンスター株式会社  
代表者名 代表取締役 CEO 菅野 健一  
(JASDAQコード番号:3768)  
責任者役職名 代表取締役 COO 兼 CFO  
氏 名 藤 本 太 一  
(TEL 03-6214-0331)

「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則(買収防衛策)」の  
継続に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」という。)の内容を一部変更するとともに、「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則」(以下「本規則」という。)を継続することを全会一致で決議いたしましたのでお知らせいたします。

本規則は、平成 22 年 5 月 14 日開催の当社取締役会において継続が決定され、平成 22 年 6 月 24 日開催の当社第 10 回定時株主総会(以下「前定時株主総会」という。)で、有効期間を前定時株主総会終結の時から 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、株主の皆様のご承認をいただいております。

その後も、当社取締役会は、資本市場の動向や事業環境の変化等も勘案しつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上の観点から、本規則について検討を進めてまいりました。その結果、当社取締役会は、平成 23 年 6 月 24 日開催予定の当社第 11 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」という。)において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本規則を一部変更のうえ、継続することを決議いたしました。

本規則一部変更の概要は下記のとおりですが、当社の企業価値及び株主共同の利益を維持・向上させていくことを目的として制定した平成 22 年 5 月 14 日の本規則と基本的内容に変更はありません。

- ① 本規則第 4 条において、大量買付けが適正買付け提案とされるための要件、並びに濫用的目的を持って行われる大量買付けを類型化して定めておりますが、この類型に「大量買付け者及びそのグループ等が反社会的勢力等公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的に認められる場合」等の事由を追加させていただきました。
- ② 本規則の有効期間について、本規則のご承認を頂いた株主総会終結の時から 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしておりましたが、当社取締役の任期が 2 年であること、本規則がこれまで継続的に当社定時株主総会において、株主の皆様のご議決権の 3 分の 2 以上の賛成多数により、ご承認いただけてきたこと等から、取締役選任議案と合わせ、本定時株主総会終結の時から 2 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとさせていただきます。

なお、本規則の継続を決定した当社取締役会には、当社監査役 3 名(3 名とも社外監査役)の全員が出席し、

いずれの監査役も、本規則の具体的運用が適正に行われることを条件として、本規則の継続に賛成する旨の意見をいただいております。

## I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する判断は、最終的には当社株主の総意に基づき行われるべきものであると考えます。そして、特定の者の大規模な買付けに応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。また、当社は、当社株式について大規模な買付けがなされる場合であっても、これが当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値または株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われまます。従いまして、当社は、当社株主の皆様を買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに当社株券等の大量取得や買収の提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

また株式の大規模な買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、当社株主の皆様が当社株券等の売却を事実上強要するもの、被買収会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等もあり得ます。

当社の企業価値は、株主、業務執行を行う取締役の他、従業員、会員企業様、取引先あるいは全国の中堅・中小企業等様々なステークホルダーに支えられて生み出されております。特に当社の基幹業務でありますインターネットを利用した「与信管理アウトソーシングサービス事業」等においては、中長期的な視野に立った人財・知財等ソフトインフラ整備への積極的な投資やシステムの安定的な運用環境の確保等が重要であり、健全で強固な財務体質を継続的に維持することが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために必要不可欠となります。

従いまして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の事業の特性や企業価値の源泉等を十分に理解した上で、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って、当社の企業価値及び株主共同の利益を維持・向上させていくことができなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値または株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行う者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配することは不適切であり、このような者による大規模な買付けに対しては必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## II 当社の企業価値の源泉及び当社の基本方針の実現に資する取り組み

### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、平成 12 年9月、我が国経済を支える中堅・中小企業を中心とした企業社会の公正な発展と経済の活性化に貢献するため、これまで明確な形で存在していなかった審査・与信管理業務のアウトソーシング市場を自ら開拓・確立すべく設立されました。当社は、「顧客を大切にしてい共に繁栄しよう」並びに「プロフェッショナルリズムを繁栄の源泉にしよう」を企業理念に掲げ、設立以来、企業の経営に不可欠な与信管理をはじめとした企業のリスク・マネジメント・システムを支える社会のインフラの一躍を担うことを使命に歩み続けてまいりました。

当社グループの事業内容は、①当社が独自に開発したシステム「RM2 Navi System」を利用して、企業信用情報提供会社の有する約 250 万社の企業情報の信用力を定量化し、インターネット経由で与信情報を提供する与信管理サービス事業、②インターネットを活用したグループウェアを中心として提供する、中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO(ジェイモット)」の運営及びホスティングサービス等を行うビジネスポータル事業、③マーケティング業務の効率化及びデジタルデータ化ソリューションを行う「ビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO)サービス<sup>(注1)</sup>事業(以下「BPOサービス事業」という。 )」、④教育関連事業を含むその他事業の4本に大別することができます。

上記①～④の事業等を支える当社の企業価値の源泉は、( i )国内最大級のデータベースに、当社独自の与信管理ノウハウを融合し組成した付加価値情報を提供するサービスの開発力や、( ii )ASPサービス<sup>(注2)</sup>プロバイダーとして、会員企業様に中断なく高品質の情報を提供するため、安定的な事業活動を支えるシステムの運用体制、( iii )会員企業様の利便性やユーザビリティの向上を追求し続けるソフト部門等のシステムの開発力、( iv )与信管理やシステムの運営管理のノウハウやBPOサービス事業で培った業務請負ノウハウ、( v )企業理念を継承し、ノウハウや専門知識を有し一丸となって業務を遂行する当社従業員の存在、( vi )当社グループの各サービスを通じて得られた 7,000 を超える会員企業様、取引先との間に築いてきた信頼関係にあると考えております。これらが有機的に結合しつつ、当社の企業価値を支え生み出しており、何れかが毀損されれば、当社の企業価値全体が毀損されることになりかねず、今後も継続的に発展させていくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に繋がるものと考えております。

(注1)ビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO) : 企業内の業務をプロセスごと一括して受託するサービス

(注2)サービス: 企業情報の信用力を定量化し、インターネット経由で行う与信管理サービス(アプリケーションソフト提供)

### 2. 企業価値向上等のための施策

#### (1) 中長期的な経営戦略

当社グループは、平成 20 年5月に策定した3ヵ年中期経営計画「To the next 10」の期間を終え、平成 23 年度から平成 25 年度の新3ヵ年計画「第3次中期経営計画(2011～2013 年度)」を策定いたしました。前3ヵ年計画「To the next 10」では、長引く不況の影響を受け、主要目標連結数値を達成することができなかったものの、与信管理サービス事業、ビジネスポータル事業、BPO サービス事業の主要3事業の事業別戦略による各収益基盤の整備や、サイバックス株式会社並びに日本アウトソース株式会社の子会社化、

株式会社クレメンテックへの資本提携及び株式会社エフアンドエムとの業務提携による、事業ネットワークの拡大やグループの事業基盤強化を実現することができました。

新3ヵ年計画「第3次中期経営計画(2011～2013 年度)」では、前3ヵ年計画の基本的な考え方を継承し、社会的貢献及び企業価値の源泉を十分に理解し、長期的な企業価値及び株主共同の利益を継続的に維持・向上させてまいります。全体的な基本指針や事業別基本方針は次のとおりです。

#### 【全体的な基本方針】

##### ① 事業規模について

既存事業の安定的な成長に加えて国内外の事業投資を拡大し、安定的な事業規模を目指します。

##### ② 投資について

営業キャッシュ・フロー内での運用の中で既存サービスの品質及び顧客満足度を高める投資やセキュリティ強化の投資を行うとともに、新サービスに積極的に投資してまいります。

##### ③ 資本業務提携について

当社グループの中長期的戦略に合致し、企業価値向上に資することが見込まれる案件につきまして、引き続き資本業務提携を検討してまいります。

##### ④ 配当について

当社は、当連結会計年度において1株当たり 500 円の初配を実施する予定です。今後は、配当性向 20%以上を目安に安定的な配当を目指してまいります。

#### 【事業別の基本方針】

##### ① 与信管理サービス事業

BPO サービス事業での業務請負運営ノウハウ及びシステムの管理運営ノウハウを総合し、会社設立来標榜としている「あなたの会社のe-審査部」(与信管理アウトソーシング事業)への足がかりといたします。収益性の安定成長を最優先課題とし、独自データベースの構築やソフトウェア投資水準の適正化により固定費を圧縮することで、限界利益率の向上を図ります。

##### ② ビジネスポータル事業

事業の核であるグループウェアは広く一般的に利用されているソフトウェア及びハードウェアとの連携を強化することで安定成長を目指します。また、ポータル事業としての深化と強化を実現し、サービスの浸透度を深めてまいります。

##### ③ BPO サービス事業

国内外センターのそれぞれの役割を明確にし、グループ連携と採算管理を徹底することで、グループ全体のコスト削減に貢献いたします。また、業務請負サービスでのシナジーを追求してまいります。

##### ④ その他事業

教育関連事業では、教育事業部を新設することにより、資格事業、研修事業及びeラーニング事業を集約し、戦略的取り組みを実施いたします。また、新規開発投資の再開及び事業の捩入れを行い、継続的に利益が出る事業基盤づくりに注力いたします。

当社は、これらの諸施策の実現に努めていくことで、中長期的な成長を確実なものとし企業価値の更なる向上及び株主共同の利益の継続的な維持・向上を目指してまいります。

## (2)コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、直接の顧客はもとより株主をはじめとするステークホルダーの方々に対して社会的責任を全うすることを経営上の最大の目標としております。この目標達成の手段としてコーポレート・ガバナンスを捉え、経営の効率性、社会性の両面を総合的に判断し、迅速に対応できる企業統治体制の構築に努めております。

当社の財務及び事業活動等の経営に関する業務は、当社の最高意思決定機関である株主総会において、当社株主の総意で信任された取締役がこれを執り行っております。当社取締役会は社外取締役1名を含む3名で構成され、迅速な経営の意思決定と機動的な業務執行が可能な状態にあり、取締役の役割・責任も明確化が図られております。また、監査役監査については3名全員の監査役が社外監査役であり、取締役会はもとより、その他重要会議にも出席し、取締役の職務執行状況を監査するとともに、会計監査人とも緊密な連携を保ち、監査の透明性、客観性を高めた監査を実施することにより、業務の適正性を確保しております。

なお、当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものとして大阪証券取引所の定める基準に適合する社外取締役1名及び社外監査役3名を独立役員として選任し、一般株主の利益が害されることがないよう、独立性の高い役員による当社経営に対する監視・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

以上のとおり、現経営陣は、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化を目指し、日々の経営に当たっております。

## Ⅲ 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

### 1. 本規則継続の目的

当社は、上記の基本方針を実現するための取り組みとして、当社との合意がないままに、当社経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的として、当社が発行者である株券等(以下「当社の株券等」という。)を15%以上取得し保有者となる行為またはその提案(以下「大量買付け」といい、大量買付けを行う者を「大量買付け者」という。)が、大量買付け者によって行われる場合に、当該大量買付けに関する当社株主の皆様を公正で透明性の高い手続きを通じて適正に確認するために、本規則を制定・継続することにいたしました。

大量買付けが行われる場合に、当社株主の皆様を適正に反映させるためには、まず当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が当該大量買付けについて迅速かつ誠実な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料(当社取締役会による代替案を含む。)を提供する必要があるものと考えております。また、他方で、大量買付けが行われた際に、その時点における当社取締役の自己保身等の恣意的判断が入ることを防ぐために、当社株主の皆様を適正に確認するための手続きや当社取締役会によって対抗措置が発動される場合の手続き等をあらかじめ明確化しておくことも必要であると考えております。

従って、本規則においては大量買付けが行われた場合に大量買付け者や当社取締役会が遵守すべき手続き、当社株主の皆様を適正に確認するための手続き等について、今後も具体的に定めることが必要であることから、本規則の一部に変更を加えた上で、本規則を継続することといたしました。

なお、現時点において、特定の第三者から当社株券等の大量買付けを行う旨の提案や通告を受けている事実はありません。

## 2. 本規則の概要

特段の記載がない限り、用語法は本規則に定めるものに従うものとします。

### (1) 本規則の骨子

本規則は、①規則本文、②大量買付けに際し、大量買付け者及びそのグループ等が当社取締役会に提出すべき情報等を明示した「附則1. 情報開示を求める事項」、③株主の皆様に対して無償割当てが行われる場合の新株予約権の概要を定めた「附則2. 新株予約権の概要」から構成されています。規則本文では、規則制定の目的、用語定義のほか、大量買付けに関する手続き、適正買付け提案の要件、検討期間の定め、開示情報の使用、株主意思確認決議の手続き、適正買付け提案の修正または変更、新株予約権の株主無償割当ての実施及び本規則の廃止並びに修正等について定めております。

以下では、本規則の主要な事項について、その概要を説明いたしております。本規則による手続きの大まかな流れにつきましては、別紙1の「大量買付けと対抗措置の発動・不発動の決定の流れ」を、また、本規則の詳細につきましては、別紙3の「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則」、「附則1. 情報開示を求める事項」及び「附則2. 新株予約権の概要」をご覧ください。

### (2) 本規則の主要な事項

#### ① 大量買付けに関する手続き

大量買付け者及びそのグループ等が、当社との合意がないままに、大量買付けを行おうとする場合には、当該大量買付けの実施に先立って、本規則に定める大量買付け提案書等を当社取締役会宛に提出していただきます

大量買付け者及びそのグループ等から提出された大量買付け提案書等については、(イ)形式的に不備がなく、不正確なものではないこと、(ロ)かかる大量買付けの方法の適法性について日本国内の弁護士による意見書が提出されていること、(ハ)「附則1. 情報開示を求める事項」として十分であること、の各要件が充足されている(上記(イ)～(ハ)のすべての要件を充足するものを、以下「適正開示情報」という。)か否かについて、確認を行います。そのうえで、当社取締役会は、これを受けて、当該大量買付け提案書等の内容が本規則に照らし、不十分であると判断した場合には、大量買付け者及びそのグループ等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報及び資料を提供または提出するよう求めることがあります。この場合、大量買付け者及びそのグループ等においては、当該期限までにかかる情報及び資料を当社取締役会に追加的に提供しなければならないものとします。

当社取締役会が、当該大量買付け提案書等の内容が適正開示情報であると判断した場合、当社取締役会はその旨を公表し、下記③に定める検討期間において、当該大量買付けが、下記②に定める適正買付け提案に該当するか否かについて検討するものとします。かかる検討にあたっては、当社取締役会が取締役としての責務である善管注意義務及び忠実義務に従って、当社とは独立した専門家(弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタント、投資銀行、証券会社等を含み、以下「外部専門家」という。)との協議またはその助言に基づいて誠実かつ慎重に行うものとします。

検討の結果、当社取締役会が、大量買付けが本規則に定める下記②の適正買付け提案の要件を満たしていないと判断した場合には、下記⑤にその概要を定める新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の無償割当てを行うものとします。当社取締役会が、大量買付けが本規則に定める適正買付け提案としての要件を満たしていると判断した場合には、当該大量買付けが当社の企業価値及び株主共同の

利益の最大化に資すると認められる場合を除き、本規則に定める手続きに従って本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、下記④に定める株主意思確認決議の手続きを行います。

また、大量買付け者及びそのグループ等が、本規則に従わずに大量買付けを行う場合には、当社取締役会は、当該大量買付けについて、外部専門家との協議またはその助言に基づいて検討し、その結果、本規則に定める適正買付け提案の要件を満たさないと判断した場合には、大量買付け者が本規則に従わないことを確認した上で、本新株予約権の無償割当てを実施することがあります。

## ② 適正買付け提案の要件

大量買付けが、本規則に定める適正買付け提案とされるためには、次の(イ)～(ホ)のすべての要件を満たしている必要があります。(イ)当社経営権の取得または会社支配権の変動を目的とする大量買付けであること、(ロ)公開買付けまたは当社の株主が平等に当社の株券等を売却する機会が与えられているその他の方法による大量買付けであること、(ハ)大量買付けに先立って大量買付け者が当社取締役会に提出する大量買付け提案書等が適正開示情報の要件を充足していること、(ニ) 下記④の株主意思確認決議の手続きがなされるまで、公開買付けの開始またはその他の方法による大量買付けに着手しないこと、(ホ)本規則で明示的に定めた当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するような濫用目的をもってなされる提案類型でないこと。ここで、濫用目的をもってなされる提案類型とは、いわゆる(i)グリーンメイラーである場合、(ii)焦土化経営目的である場合、(iii)資産等流用目的である場合、(iv)配当・高値売り抜け目的である場合、(v)二段階以上での強圧的な買付け提案である場合、(vi)大量買付け者及びそのグループ等が真摯に合理的な経営を目指すものではなく当社または当社株主に回復し難い損害をもたらすと信じるに足る合理的な根拠が認められる場合、(vii)法令または定款に違反しもしくは本規則を遵守しないことが客観的かつ合理的に認められる場合を言うほか、(viii)新たに大量買付け者及びそのグループ等が反社会的勢力等公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的に認められる場合を追加的に変更致しました。これらについては、当社取締役会が、外部専門家との協議またはその助言に基づいて、その該当性の合理的根拠等の有無を誠実かつ慎重に検討し判断いたします。

## ③ 検討期間の定め

大量買付け者及びそのグループ等から提出された適正開示情報につきましては、当社株主が大量買付けに関し、適正かつ十分な情報に基づいて、適切かつ合理的な判断が行えるように、当社取締役会が外部専門家との協議またはその助言を得て、誠実かつ慎重な調査・検討を行います。このための検討期間として、当社取締役会は適正開示情報を受領した日から3日以内に適正開示情報受領日を公表し、当該日を起算日として、適正買付け提案が全株式を対象とする全額現金(円貨)対価の公開買付けによる場合は60日以内、それ以外の場合は90日以内と明確に定めております。

なお、当社取締役会が受領した適正開示情報につきましては、当該大量買付けに関連し、当社の企業価値または株主共同の利益を維持し向上させる目的で使用いたします。

## ④ 株主意思確認決議の手続き

大量買付けが本規則に定める適正買付け提案の要件を満たしていると当社取締役会が判断した場合には、当該大量買付けが当社の企業価値及び株式共同利益の最大化に資すると認められる場合を除き、かかる大量買付けに関して本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かについて、当社株主の皆様意思を確認する決議(以下「株主意思確認決議」という。)を実施いたします。

当社は、株主意思確認決議において本新株予約権の無償割当てを実施することについて賛同が得られた場合には、本規則に従い本新株予約権の無償割当てを行います。他方、株主意思確認決議において本新株予約権の無償割当ての実施が否決された場合には、当該株主意思確認決議の手続きを実施する前提となった条件に従って大量買付けが行われる限り、当該大量買付けに関し本新株予約権の無償割当てを行いません。

#### ⑤ 本新株予約権の概要

株主意思確認決議または当社取締役会の決議により本新株予約権の無償割当ての実施が決定された場合、本新株予約権が当社株主(ただし、当社を除く。)の皆様に対して無償で割当てられます。本新株予約権は、当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当基準日」という。)における当社の最終の株主名簿に記録された当社株主(ただし、当社を除く。)の皆様に対し、保有する当社普通株式1株につき1個の割合で割当てられます。

新株予約権者は、権利行使期間内に行使価額相当の金銭(発行される当社普通株式1株につき1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める価額)を払込むことにより権利行使ができますが、大量買付け者及びそのグループ等はこの権利を行使することはできません。

本新株予約権には、譲渡制限が付されており、当社株主の皆様(大量買付け者及びそのグループ等を含む。)が譲渡をご希望する場合には、当社取締役会の承諾が必要となります。

また、本新株予約権には取得条項が付されており、当社は取得条項に基づいて、(イ)新株予約権無償割当て決議後に大量買付けが撤回された場合等に無償で本新株予約権を取得する場合や(ロ)大量買付け者及びそのグループ等以外の新株予約権者に対し、対価として当社普通株式を交付することによって、本新株予約権を取得する場合があります。

なお、新株予約権証券は発行されません。

#### ⑥ 本規則の廃止及び変更または修正

本規則は、(i)当社の株主総会において、株主に対する本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた時、(ii)当社取締役会により本規則の廃止が決定された時、(iii)本定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に廃止されます。

また、本規則は、大量買付けが当社取締役会に提出される前にあつては、当社株主全体の利益に重大な影響を及ぼさない限りで、あるいは、大量買付けが提出された以降にあつては、本規則中曖昧なあるいは誤解を生ぜしめるような条項もしくは齟齬・瑕疵のある条項を是正するために必要がある場合、または法令の改正等があつた場合には、当社取締役会で変更または修正を行う場合があります。

### 3. 本規則が株主の皆様、投資家の皆様及び大量買付け者に与える影響

#### (1) 株主の皆様と与える影響

本規則が継続されても、本新株予約権の無償割当てが実施されない限り、当社株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。

株主意思確認決議または当社取締役会の決議により本新株予約権の無償割当ての実施が決定された場合、割当基準日における株主の皆様は、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。その場合、権利行使期間内に、下記4.(2)③におい



て記載する本新株予約権の行使に係る手続きを行わない株主が保有する株式は、他の株主の本新株予約権の行使により、希釈化等の影響を受けることとなります。ただし、当社は、下記4.(2)④に記載する手続きにより、大量買付け者及びそのグループ等(大量買付け者及びそのグループ等のために行使しようとしている者、大量買付け者及びそのグループ等による当社の株券等に対する公開買付けに関して公開買付応募申込書を提出している者、または公開買付応募契約を締結している者を含む。以下、本3.項において同じ。)以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きをとった場合、大量買付け者とそのグループ等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなります。その場合、当社株式を受領した株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

## (2) 投資家の皆様にご与える影響

当社の経営権取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的とした当社の株券等の大量買付け者とそのグループ等が現れた場合には、当社株価の変動が予想されるとともに、対抗措置として本新株予約権の無償割当てが決議された場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化が想定されたり、あるいは本新株予約権無償割当てに係る決議後に取得条項により当該新株予約権の無償取得が行われ新株の交付が行われない場合には、想定された当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じない事態等も想定される等、その時々状況により当社株価及び株式1株当たりの価値が変動する可能性がありますので、投資家の皆様は不測の損害を被らないようご注意ください。なお、割当基準日以降(権利落ち日以降)に当社の株主となった場合には、本新株予約権の無償割当ては受けられず、新たに取得した当社株式1株当たりの価値が希釈化される場合も想定されますので、併せてご注意ください。

なお、大量買付けに関する検討結果その他投資判断に著しい影響を与えると想定される重要な事項に関して当社が何らかの決定をした場合には、金融商品取引法及び大阪証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等に則り、広く投資家の皆様に遅滞なく適正かつ公平な情報が浸透するように適時開示情報閲覧サービス(TDネット)や当社ホームページ上での情報開示を行います。

## (3) 大量買付け者及びそのグループ等にご与える影響

当社の経営権取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的として当社株券等を議決権割合で15%以上取得する大量買付けを行おうとする場合は、本規則を尊重し遵守していただく必要があります。本規則に従わずに大量買付けが行われた等の理由により、当社の取締役会決議または株主意思確認決議において対抗措置の発動が決定された場合には、本新株予約権の無償割当てが実施されます。当該大量買付け者及びそのグループ等は、本新株予約権の割当てを受けても本新株予約権の行使はできませんので、その場合、大量買付け者及びそのグループ等は当社株式の保有割合が最大2分の1程度まで希釈化されることが想定されます。

## 4. 本新株予約権の割当てに伴い株主の皆様が必要とされる手続き

### (1) 本新株予約権無償割当ての手続き

当社は、本規則に従って本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当てに

係る割当基準日の2週間前までにその旨の公告をいたします。本新株予約権は、割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主(ただし、当社を除く。)の皆様に対し割当てられます(新株予約権証券は発行いたしません。)ので、当社株主の皆様は当該割当基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

## (2) 本新株予約権の行使の手続き

- ① 当社は、割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された当社株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(当社株主の皆様が大量買付け者及びそのグループ等でないこと、大量買付け者及びそのグループ等のために行使しようとしているものでないこと、または大量買付け者及びそのグループ等による当社の株券等に対する公開買付けに関して公開買付応募申込書を提出していないことや公開買付応募契約の締結をしていないことについての表明保証条項及び違約金条項等並びに当社株式の割当対象株主の皆様への振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報等を記載した書式による。)、その他本新株予約権の権利行使に必要な書類(以下「権利行使請求書類」という。)を送付いたします。
- ② 当社は、権利行使請求書類の送付に併せて、金銭払込取扱場所並びに行使請求受付場所をご通知申しあげます。
- ③ 大量買付け者及びそのグループ等を除く株主の皆様は、権利行使期間内に、金銭払込取扱場所で本新株予約権の行使価額相当の金銭(発行される当社普通株式1株につき1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める価額)の払込み手続きを行っていただき、また権利行使請求書類を行使請求受付場所にご提出いただくことにより、本新株予約権1個につき当社普通株式1株の発行を受けることができます。
- ④ 当社取締役会では、大量買付けが撤回された場合等に無償で本新株予約権を取得する場合や、本新株予約権を取得し、対価として当社普通株式を交付する旨の決定をする場合があります。当社普通株式を交付する旨の決定をした場合には、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式を受領することになります。なお、この場合、当社株主の皆様には、別途、大量買付け者及びそのグループ等でないこと、大量買付け者及びそのグループ等のために行使しようとしているものでないこと、または大量買付け者及びそのグループ等による当社の株券等に対する公開買付けに関して公開買付応募申込書を提出していないことや公開買付応募契約の締結をしていないことについての表明保証条項及び違約金条項等を記載した書式による書面をご提出いただく必要があります。また、本新株予約権の取得の対価として交付される当社株式の記録を行うための振替口座等の情報をご提供いただくことがあります。
- ⑤ 上記の他、権利行使の方法、払込みの方法等の詳細につきましては、本新株予約権の割当てに関する決議が行われた後、当社株主の皆様に対して情報開示またはご通知申しあげますので、その内容をご確認ください。

#### 5. 本規則の継続的な開示方針

本規則は、本適時開示システムによる開示の他、株主、投資家の皆様が随時内容を閲覧できるように、当社ホームページ(<http://www.riskmonster.co.jp>)上に掲載する他、本規則を制定している旨を事業報告書において継続的に記載するとともに、当社本社に常備し閲覧に供することといたしております。

#### 6. 本規則継続にあたっての意思決定手続き等

本規則は、平成23年5月13日開催の当社取締役会の承認を得て継続することといたしましたが、本定時株主総会において、当社定款第15条に基づき、本規則に記載した条件に従い新株予約権株主無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任する旨の議案につき、株主の皆様のご承認をいただく予定です。

なお本規則は、関係法令、大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」第11条、並びに経済産業省及び法務省が定めた「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(平成17年5月27日)及び企業価値研究会による「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書(平成20年6月30日)等を踏まえた内容であり、かつ関連する判例の趣旨を十分反映して制定・継続したものであります。

また、当社は、本規則の策定に際しては外部専門家等の第三者からの助言を受けております。

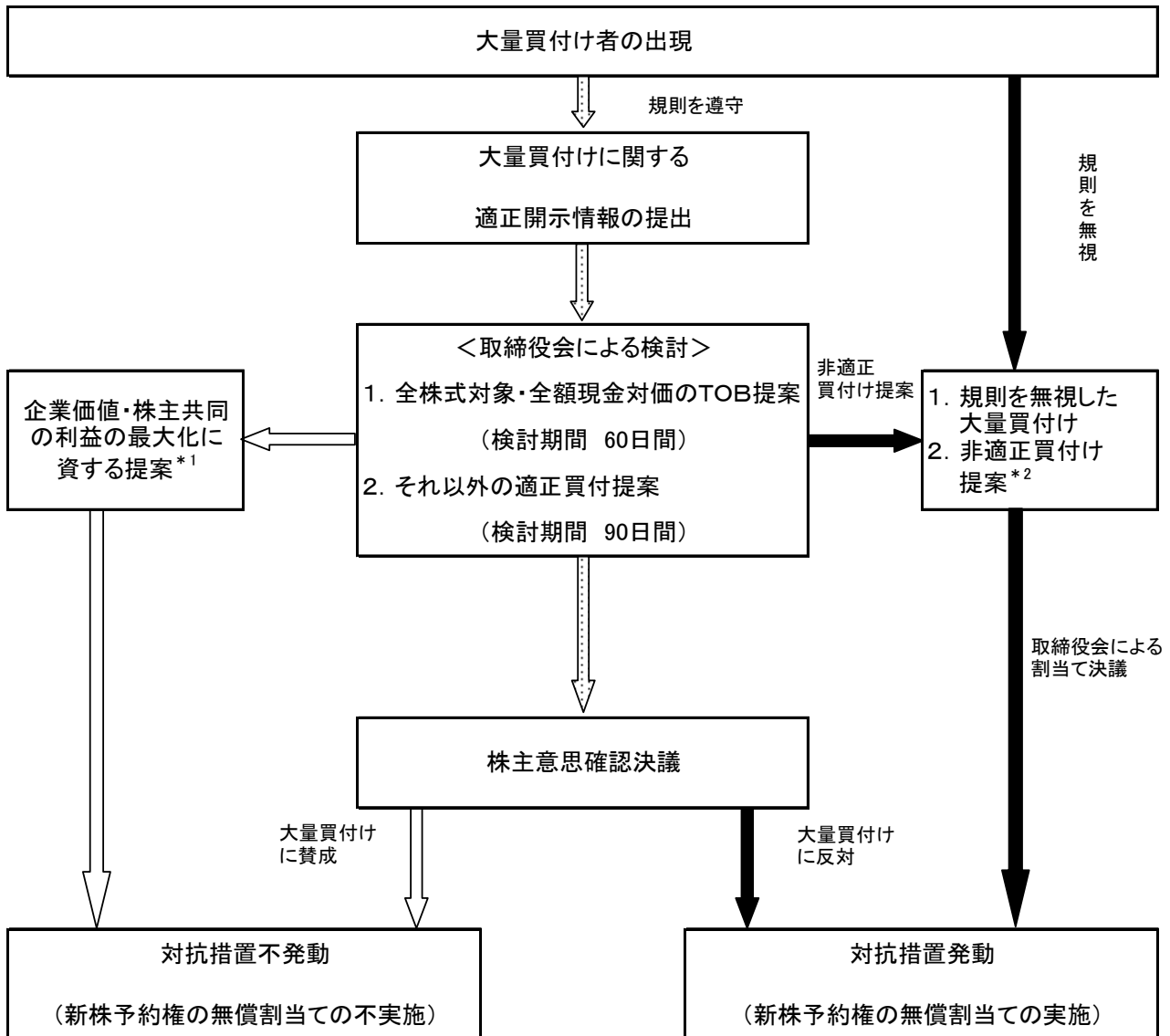
別紙1. 大量買付けと対抗措置の発動・不発動の決定の流れ

別紙2. 大株主の状況

別紙3. 当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則

以上

大量買付けと対抗措置の発動・不発動の決定の流れ



\*1 検討期間の開始の有無にかかわらず、大量買付けが当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると当社取締役会が判断した場合、株主意思確認決議の手続きを行わず、新株予約権の無償割当てを実施しないとする場合があります。

\*2 検討期間の開始の有無にかかわらず、大量買付けが非適正買付け提案に該当すると当社取締役会が判断した場合、取締役会決議により新株予約権の無償割当てを実施する場合があります。非適正買付け提案とは、①適正な情報開示を行わない提案、②検討期間や株主意思確認決議の手続きを無視する提案、③弊害のある買収類型に属する提案等をいいます。詳細については、本規則をご参照ください。

\*3 本概略図は、本規則の概要をわかりやすくご理解いただくため、あえて詳細な事項を捨象して作成されたものです。本規則の正確な内容については、本プレスリリース添付の本規則をご参照ください。

大株主の状況

(上位 10 名)

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

株主名	所有株数 (株)	所有株式数の割合 (%)
株式会社東京商工リサーチ	3,255	8.35
株式会社ティーケーピー	3,056	7.84
NISグループ株式会社	2,500	6.41
和田 成史	1,782	4.57
大阪証券金融株式会社	1,259	3.23
株式会社エヌアイデイ	1,200	3.07
株式会社オービックビジネスコンサルタント	1,000	2.56
テクマトリックス株式会社	888	2.27
イーシステム株式会社	765	1.96
株式会社日本M&Aセンター	723	1.85

※ 上記のほか、当社が保有しております自己株式1,414株があります。

※ 所有株式数の割合は、発行済株式総数から自己株式数を減じた株式数38,969株を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## リスクモンスター株式会社

### 当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則（買収防衛策）

#### 第1条 本規則制定の目的

本規則は、当社との合意がないままに、当社の経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的とした当社が発行者である株券等<sup>(注1)</sup>（以下「当社の株券等」という。）の大量取得行為、もしくは当社の企業価値または株主共同の利益を毀損する可能性が大きい当社の株券等の大量取得行為を防止するため、当社の株券等を適正に大量買付けする場合の規則を定めるものである。

#### 第2条 定義

本規則において、「大量買付け」とは、当社の株券等を議決権割合<sup>(注2)</sup>で15%以上取得し保有者<sup>(注3)</sup>となる行為またはその提案をいう。「大量買付け者及びそのグループ等」とは、①大量買付けを行う個人、法人またはその他の団体等で株券等の実質保有者<sup>(注4)</sup>となる者（以下「大量買付け者」という。）のほか、②その共同保有者<sup>(注5)</sup>、③その特別関係者<sup>(注6)</sup>、④大量買付け者を直接または間接に支配している者（以下「実質的支配者」という。）、⑤実質的支配者の共同保有者または特別関係者、⑥大量買付け者または実質的支配者及びそれらの共同保有者または特別関係者と当該大量買付けに協調して、もしくは合意のうえ行動している者をいう。ただし、以下の各号に該当する者は、大量買付け者及びそのグループ等には含まない。

- (1) 本規則改正日現在において、既に当社の株券等を議決権割合で15%以上保有している者、及び当社が自己株式を取得したことのみを原因として、自己の意思によることなく当社の株券等を15%以上保有することになった者。ただし、その者がその後当社の株券等を取得した場合は含まない。
- (2) 当社の株券等を議決権割合で15%以上保有する者で、当社の経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的としない者。ただし、その者が当社の株券等について議決権割合が15%未満となるように、当社の株券等を速やかに処分または当社の株券等の保有について当社取締役会が了承する内容の契約を速やかに締結し、履行する場合に限る。
- (3) 第1号及び第2号に準じて、当社の経営権の取得、支配権の変動、当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的としない者として当社取締役会が認める者。

（注1）本規則において、「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」または同法第27条の2第1項に規定する「株券等」の何れかに該当するものをいう。

（注2）本規則において、「議決権割合」とは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。）及びその共同保有者（下記（注5）で定義される者をいう。）に関する株券等保有割合（同法第27条の23第4項

に定義される「株券等保有割合」をいう。)または②当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいう。)の買付け等(株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、取引所金融商品市場の内外及び売買等の方法を問わない。)を行う者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいう。以下同じ。)及び特別関係者(下記(注6)で定義される者をいう。)の株券等所有割合の合計をいう。各株券等所有割合の算出に係る総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定する「総議決権の数」をいう。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定する「発行済株式の総数」に該当する。)は、当社が公表している直近の情報を参照できるものとする。

(注3) 本規則において、「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。

(注4) 本規則において、「実質保有者」とは、自己または他人の名義をもって株券等を所有する者のほか、金融商品取引法第27条の23第3項に定める者を含む。

(注5) 本規則において、「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

(注6) 本規則において、「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいう。

### 第3条 大量買付けに関する手続き

1. 当社は、大量買付けを行おうとする大量買付け者及びそのグループ等に対し、大量買付けの実施に先立ち、本規則に従って、当該大量買付けに関し、適正開示情報(本規則第4条に定義する。以下同じ。)の要件を満たす本規則附則1.に規定する情報及び資料を記載または添付した大量買付け提案書並びに本規則を遵守する旨の誓約書(以下「大量買付け提案書等」と総称する。)を当社取締役会へ提出することを求めることができる。当社取締役会は、これを受けてかかる大量買付け提案書等に記載または添付される情報及び資料が適正開示情報に該当するか否かを確認のうえ、公表する。当社取締役会は、かかる大量買付け提案書等の内容が、適正開示情報として不十分であると判断した場合には、大量買付け者及びそのグループ等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報及び資料を提供または提出するよう求めることができる。この場合、大量買付け者及びそのグループ等が、当該期限までに当社取締役会の要求に応じない場合には、当社取締役会は、当該大量買付け者及びそのグループ等が本規則に定める手続きに違反したものとみなすことができる。
2. 当社取締役会は、大量買付け提案書等が適正開示情報に該当する場合には、本規則第5条に規定する検討期間の定めに従い、当該大量買付けの検討を行うこととする。検討の結果、当該大量買付けが適正買付け提案の要件を満たしていると判断した場合、原則として本規則附則2.にその概要を規定する新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の無償割当てを実施するか否かについて株主意思の確認(以下「株主意思確認決議」といい、その内容については本規則第7条に定義する。)を行う。

3. 株主意思確認決議において、本新株予約権の無償割当ての実施の賛同が得られた場合には、当社は本規則に従い本新株予約権の無償割当てを実施する。
4. 当社は、株主意思確認決議において、本新株予約権の無償割当ての実施が否決された場合には、当該株主意思確認決議を行う前提となった条件に従って大量買付けが行われる限り、当社は、当該大量買付けに関し本新株予約権の無償割当てを実施しない。その場合、当社取締役会は、本規則第 10 条の規定に従い、本規則を廃止することがある。
5. 大量買付け者及びそのグループ等が、当社取締役会または株主意思確認決議において本新株予約権の無償割当ての不実施が決定するまでに、公開買付け<sup>(注7)</sup>の開始またはその他の方法による大量買付けに着手した場合には、当社取締役会は当該大量買付け者及びそのグループ等が本規則に規定する手続きに違反したものとみなすことができる。
6. 大量買付け者及びそのグループ等が行った大量買付けが、適正買付け提案の要件を満たさない場合、または大量買付け者及びそのグループ等が本規則に従わずに大量買付けを行う場合には、当社取締役会は、当該大量買付けを本規則に従って行うよう文書（FAX もしくは電子メールによる場合を含む。）により要請することができる。かかる要請を行ったにもかかわらず、大量買付け者及びそのグループ等が直ちに本規則に従う旨の意思表示もしくは具体的是正措置を行わない場合には、当社取締役会は、本規則に従い、本新株予約権の無償割当ての決議を行い、実施することができる。

（注7）本規則において、「公開買付け」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 に規定する「公開買付け」をいう。

#### 第 4 条 適正買付け提案の要件

大量買付けのうち、「適正買付け提案」とは、当社の経営権の取得または支配権の変動あるいは財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的として、公開買付けまたは当社の株主が平等に当社の株券等を売却する機会が与えられているその他の方法により当社の株券等を取得することを内容とする提案であり、かつ以下の各号に規定する要件のすべてを満たすものをいう。

- (1) 附則 1. に定める「情報開示を求める事項」に規定する情報及び資料が提出され、かつ、かかる情報及び資料が（イ）及び（ロ）の要件のすべてを満たすこと（以下「適正開示情報」という。）。
  - (イ) 大量買付け者及びそのグループ等が提出した情報が、形式的に不備がなく、情報開示時点で一般に入手可能な情報に照らして、重要な点において不正確なものでないこと。
  - (ロ) 日本国内の弁護士が、大量買付け者及びそのグループ等の法律顧問として、当社取締役会に対して、当該大量買付け者及びそのグループ等が行う大量買付け等の方法の適法性について意見書を提出すること。

- (2) 当社取締役会が、当社とは独立した第三者である専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタント、投資銀行、証券会社等をいい、以下「外部専門家」という。）との協議またはその助言に基づいて、当該大量買付け者及びそのグループ等の大量買付けが、濫用目的をもって当社株券等の大量買付けを行う下記



(イ) ないし (チ) の何れかの類型に該当し、当該大量買付けが当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するおそれがあるものと判断するものでないこと。

(イ) 大量買付け者及びそのグループ等が真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社もしくは当社の関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の大量買付けを行っていると感じるに足る合理的な根拠が認められる場合 (いわゆるグリーンメイラーである場合)

(ロ) 大量買付け者及びそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量買付け者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社の株券等の大量買付けを行っていると感じるに足る合理的な根拠が認められる場合 (いわゆる焦土化経営目的である場合)

(ハ) 大量買付け者及びそのグループ等が当社の経営を支配した後に、当社の資産等を当該大量買付け者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済財源として流用する予定で当社の株券等の大量買付けを行っていると感じるに足る合理的な根拠が認められる場合 (いわゆる資産等流用目的である場合)

(ニ) 大量買付け者及びそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の大量買付けを行っていると感じるに足る合理的な根拠が認められる場合 (いわゆる配当・高値売り抜け目的である場合)

(ホ) 大量買付け者及びそのグループ等が、最初の買付け条件を有利に、二段階目以降の買付け条件を不利にもしくは明確にしないままの買付け条件を設定し、最初の買付けに応じなければ既存株主が不利益を被るような状況をつくりだして、既存株主に株式の売却を売り急がせるような大量買付けを予定していると感じるに足る合理的な根拠が認められる場合 (いわゆる二段階以上での強圧的な買付け提案である場合)

(ヘ) 大量買付け者及びそのグループ等が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大量買付け者及びそのグループ等による当社経営支配権取得の目的の如何を問わず当社もしくは当社株主に回復し難い損害をもたらすと信じるに足る合理的な根拠が認められる場合

(ト) 大量買付け者及びそのグループ等の経営者または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付け者及びそのグループ等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的に認められる場合

(チ) 法令または定款等に違反し、もしくは本規則を遵守しない大量買付けであることが客観的かつ合理的に認められる場合

#### 第5条 大量買付けに関する検討期間の定め

1. 大量買付け者及びそのグループ等が当社取締役会に対し大量買付け提案書等を提出した場合、当社取締役会は受領後3日以内に、かかる大量買付け提案書等に記載または添付される情報及び資料が適正開示情報に該当するか否かを確認のうえ、公表するもの

とする。当社取締役会は、かかる情報及び資料が適正開示情報に該当しないと判断した場合には、大量買付け者及びそのグループ等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報及び資料を提供または提出するように求めることができる。この場合、大量買付け者及びそのグループ等が、当該期限までに当社取締役会の要求に応じない場合には、当社取締役会は当該大量買付け者及びそのグループ等が本規則に規定する手続きに違反したものとみなすことができる。かかる情報及び資料が適正開示情報に該当する場合、その旨が公表された日をもって「適正開示情報受領日」とする。

2. 適正開示情報受領日を起算日として、以下の各号に定める期間を大量買付けに関する当社取締役会の検討期間とする。ただし、当社取締役会は、大量買付けを行った大量買付け者及びそのグループ等から書面による検討期間延長の同意を得た場合には、その範囲内で検討期間の延長をすることができる。また、適正開示情報受領日後、天災地変等の不可抗力その他これらに準じるやむを得ない事由により、当社が通常の実業活動を行えない事象が発生した場合には、当社取締役会は本規則に基づく検討を中断するものとし、当該事象発生日から当社が通常の実業活動を開始するまでの間は、以下の各号に定める検討期間に含まないものとする。当社取締役会が検討を中断する場合、当社取締役会は速やかに大量買付けを行った大量買付け者の代表者宛に検討を中断する旨の通知文書を発出するものとし、また検討再開の場合も同様とする。
  - (1) 当該大量買付けが公開買付けによる当社の株券等の取得の提案であり、その買付け条件が、現金(全額円貨)を対価とし、発行済株式もしくは応募株式のすべてを対象とするものである場合は、適正開示情報受領日から 60 日以内とする。
  - (2) 前号以外の大量買付けの場合は、適正開示情報受領日から 90 日以内とする。
3. 当社取締役会は、大量買付け者及びそのグループ等から受領した大量買付けに関する適正開示情報を検討した結果、当該大量買付けが適正買付け提案の要件を満たしていると判断した場合、速やかに当該大量買付けに関し本規則第 7 条の定めに従って株主意思確認決議の手続きをとることとする。ただし、当社取締役会は、当該大量買付けが当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資するものであると判断した場合には、株主意思確認決議の手続きをとらないことができる。

## 第 6 条 開示情報の使用

当社は、大量買付け者及びそのグループ等が当社に提出した情報及び資料（適正開示情報に該当するか否かを問わない。）について、当社の企業価値または株主共同の利益を確保・維持し、向上させる目的（当該大量買付けが適正買付け提案に該当するか否かについて当社取締役会が検討し、また、本規則第 4 条第 2 号に定める外部専門家に検討させる目的で使用する場合、及び本規則第 7 条に定める株主意思確認決議の手続きにおいて当社株主が本新株予約権の無償割当ての実施の賛否を判断するための材料とする目的で使用する場合を含むが、これらに限られない。）で使用するものとする。

## 第 7 条 株主意思確認決議の手続き

当社取締役会が、適正買付け提案に該当すると判断した大量買付けに関する株主意思確認決議は以下の各号で定める手続きにより行うものとする。

- (1) 株主意思確認決議は、本新株予約権無償割当ての実施の賛否について株主の意思を確認するために、①本新株予約権の無償割当て決議（以下「総会無償割当て決議」という。）または②本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に対して委任する旨の決議（以下「委任決議」という。）もしくは③本新株予約権の無償割当ての実施の賛否に関する意思を当社株主が投票する旨の決議（以下「意思投票決議」という。）を議案としてこれを行う。

なお、総会無償割当て決議または委任決議は定時株主総会または臨時株主総会の何れかの決議（以下、これらの株主総会で行われる決議を「総会決議」という。）により行うものとし、意思投票決議は、郵送書面による決議（以下「書面決議」といい、本新株予約権の無償割当ての実施の賛否について意思を表明する当社株主の権利を「決議権」という。）により行うものとする。

- (2) 当社取締役会は、本規則第 5 条に定める検討期間が満了するまでに、第 1 号に定める何れかの株主意思確認決議の議案の内容、株主意思確認決議の方法及び議決権または決議権の行使方法、株主意思確認決議の日、株主意思確認決議において有効な議決権または決議権をもつ当社株主を確定するための日（以下「株主確定日」という。）を決定する。株主確定日は、本規則第 5 条に定める検討期間の満了後 25 日以内に設定されるものとし、当該株主確定日の有効期間は当該株主確定日から 90 日間とする。また、当社は株主確定日の 2 週間前までに、当社定款所定の方法（電子公告による）に加え日本経済新聞への掲載及び当社ホームページに掲載する方法により、株主確定日の公告を行うこととする。
- (3) 株主意思確認決議において、議決権または決議権を行使できる当社株主は、第 2 号に定める株主確定日の最終の当社の株主名簿に記録された株主とする。決議権については、当社株主は、当該株主が保有する当社普通株式にかかる議決権 1 個につき本決議権 1 個を有するものとする。
- (4) 書面決議は、総株主の決議権の 3 分の 1 以上を有する当社株主が、郵送または当社へ直接持参する方法により、当社所定の決議権行使書で決議権を行使し、その決議権の過半数をもって行うものとする。なお、書面決議による場合は、当社が株主確定日現在の当社株主に対し、書面決議すべき議案、決議権行使について参考となるべき事項を記載した書面、株主意思確認決議の日までに決議権行使書が当社に到着すべき旨その他当社取締役会が定める事項を記載または添付した決議権行使書を、株主意思確認決議の日の 3 週間前までに発出するものとする。
- (5) 株主意思確認決議において、本新株予約権の無償割当ての実施に賛同が得られた場合、当社は、本規則第 9 条に定める本新株予約権の無償割当てを実施するために必要な行為を行い、速やかに本新株予約権の無償割当てを実施する。
- (6) 当社取締役会は、当社株主に対し、本新株予約権の無償割当ての実施に賛同するよう勧誘することができるものとする。
- (7) 当社取締役会において、大量買付けが本規則を遵守した適正買付け提案に該当するものと判断し、株主意思確認決議の手続きを開始した後であっても、株主意思確認決議前までの間に、当該大量買付けが適正買付け提案の要件を満たさないことが判明した場合には、当社取締役会はいつでも株主意思確認決議の手続きを中止し、当社取締

役会により本新株予約権の無償割当て決議を行うことができる。

## 第8条 適正買付け提案の修正または変更

大量買付け者及びそのグループ等が本規則に定める適正買付け提案を当社取締役会に提出した後、当該適正買付け提案の内容に関し重要な条件または事項についての修正または変更を行った場合（当該修正または変更を行った適正買付け提案を「修正買付け提案」という。）は、以下の各号に定めるところにより取り扱う。

- (1) 修正買付け提案に関し、当社取締役会が外部専門家と協議しまたはその助言に基づいて検討した結果、当該修正買付け提案が修正前の適正買付け提案と比較して当社の企業価値及び株主共同の利益に照らしより不利な提案とはならないと判断した場合の取り扱い
  - ① 修正前の適正買付け提案に従って進められてきた検討期間ないし株主意思確認決議の手続きを修正買付け提案においてそのまま継続する。
  - ② 修正買付け提案提出後、修正前の適正買付け提案に関する手続きの継続が実務的に困難な場合は、当該修正買付け提案は、修正前の適正買付け提案とは異なった新たな大量買付けとして取り扱い、本規則をあらためて適用する。ただし、当社取締役会がその取り扱いに関し別異の決定を行った場合はこの限りではない。
- (2) 修正買付け提案に関し、当社取締役会が外部専門家と協議しまたはその助言に基づいて検討した結果、当該修正買付け提案が修正前の適正買付け提案と比較して当社の企業価値及び株主共同の利益に照らしより不利な提案になると判断した場合は、修正前の適正買付け提案に従って進められてきた検討ないし株主意思確認決議の手続きはこれを中止し、当該修正買付け提案は、修正前の適正買付け提案とは異なった新たな大量買付けとして取り扱い、本規則をあらためて適用する。ただし、当社取締役会がその取り扱いに関し別異の決定を行った場合はこの限りではない。

## 第9条 本新株予約権の無償割当ての実施

当社は、大量買付け者及びそのグループ等の大量買付けに関して、以下に定める決議があった場合、当社は本新株予約権の無償割当てに必要な行為（委任決議及び意思投票決議の場合における当社取締役会による本新株予約権の無償割当て決議を含むが、これに限られない。）を行い、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿に記録された当社株主に対し、速やかに本新株予約権を割当てる。なお、当社は本新株予約権の割当てを複数回に亘り行うことができる。

- (1) 本規則第7条に基づく、本新株予約権の無償割当ての実施について賛同する旨の株主意思確認決議
- (2) 本規則第3条第6項または第7条第7号に基づく、当社取締役会による本新株予約権の無償割当て決議

なお、公開買付けが開始されたことにより割当基準日が定められた場合であっても、公開買付け期間が延長された場合には、法令で許容される限りにおいて、当社取締役会は一旦定めた割当基準日を変更する場合がある。また、本新株予約権の無償割当てを実施する前に当該公開買付けが終了したまたは撤回され、これにより大量買付け者及びその

グループ等が出現しなかったときは、本新株予約権の無償割当ては中止する。

## 第 10 条 廃止及び修正

### 1. 本規則の廃止

本規則は、以下の各号の何れか最も早く到来する時点で廃止される。なお、本項に基づき本規則が廃止された場合、当社取締役会は速やかにその旨を公表する。ただし、その場合当社株主その他の関係者に対する別段の通知は行わない。

- (1) 当社の株主総会において、株主に対する本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた時点
- (2) 本条第 3 項の規定に基づき、当社取締役会の決定により本規則が廃止される時点
- (3) 本規則の有効期間の満了日（本規則で定める委任決議が承認された定時株主総会終結の時から 2 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会は、本規則の有効期間の満了前に本規則の見直しを行うものとし、本規則の内容を修正し、本規則を継続することができる。）

### 2. 取締役会による本規則の修正

本規則は、本規則第 11 条に規定する場合のほか、当社株主または本新株予約権の保有者の同意を得ることなく、当社取締役会の決定により、以下の各号の定めに従って修正を行うことができる。当該修正は、法令、司法判断または行政及び金融商品取引所規則の改正または変更に応じて行う場合を含む。なお、本項に基づき本規則の修正が行われた場合、当社は速やかにその旨を公表する。ただし、その場合当社の株主その他の関係者に対する別段の通知は行わない。

- (1) 大量買付け者及びそのグループ等が当社取締役会に対して大量買付け提案書等を提出する前にあっては、当社取締役会は、当社株主全体の利益に重大な悪影響を及ぼすものでない限りにおいて、当社取締役会が必要もしくは望ましいと判断した修正を行うことができる。
- (2) 大量買付け者及びそのグループ等が当社取締役会に対して大量買付け提案書等を提出した以降にあっては、当社取締役会は、本規則中曖昧なあるいは誤解を生ぜしめるような条項もしくは齟齬・瑕疵のある条項を是正するために当社取締役会が必要もしくは望ましいと判断した事項に関する修正を行うことができる。

### 3. 取締役会による本規則の廃止

本規則は、当社取締役会の決定により、いつでも廃止することができる。なお、本項に基づき本規則の廃止が行われた場合、当社取締役会は速やかにその旨を公表する。ただし、その場合当社株主その他の関係者に対する別段の通知は行わない。

## 第 11 条 法令の改正等による修正等

本規則及び附則 1.並びに附則 2.において引用する法令（会社法を含むが、これに限られない。）の規定は、平成 23 年 5 月 13 日現在施行されている法令を前提としているものであり、同日以後、法令の新設、改廃または改正等により、本規則及び附則 1.並びに附則 2.に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合その他当社取締役会により必要と判断された場合においては、当該新設、改廃または改正等の趣旨

を考慮のうえ、本規則及び附則 1.並びに附則 2.に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え、また、当社取締役会の決定により上記の条項ないし用語の定義等について本規則の修正を行うことができるものとする。

#### 第 12 条 準拠法

本規則及び本規則に基づき割当てが行われる本新株予約権は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

(平成 19 年 5 月 22 日	制定)
(平成 20 年 5 月 14 日	改正)
(平成 21 年 5 月 14 日	改正)
(平成 22 年 5 月 14 日	改正)
(平成 23 年 5 月 13 日	最終改正)

以 上

## 附則 1. 情報開示を求める事項

「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則」(以下「大量買付け規則」という。)第 3 条に基づき、大量買付け者及びそのグループ等が、当社取締役会に提出すべき大量買付け提案書及び本附則 6. に定める誓約書に加え、当社取締役会に提出すべき情報及び資料の具体的内容を以下のとおり定める。また、以下の情報及び資料が日本語で記載されたものでない場合は、大量買付け者及びそのグループ等はその邦訳分を添付する。なお、当社取締役会から大量買付け者及びそのグループ等に対し、提出された情報及び資料に関し質問または問い合わせを行いもしくは説明を求めることがある。

本附則において特に定義された場合を除き、用語の定義は大量買付け規則に定められたところに従う。

### 1. 大量買付け者及びそのグループ等に関して当社に提出する情報及び資料

#### イ. 大量買付け者及びそのグループ等が法人またはその他の団体の場合

- ① 其々の法人または団体の名称、設立準拠法、本店所在地、電話番号・FAX 番号及び電子メールアドレス並びに相互の関係に関する説明書資料。
- ② 其々の法人または団体の沿革、定款またはこれに準ずる書面、現在の事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、過去 5 年間（設立から 5 年未満のときは設立時以降）の事業の状況、役員（略歴付）の状況、出資・寄付の額、企業会計原則に従って作成した単体ベース及び連結ベースの財務諸表（キャッシュ・フロー計算書、重要事項説明書、セグメント情報及び勘定科目明細（連結ベースの財務諸表は監査証明付。ただし、決算後 2 ヶ月未満で監査未了の場合は監査証明がなくても可）を含む。）、税務申告書（写）、設備の状況、株式の状況に関する資料。

なお、日本法人で有価証券報告書提出会社の場合は、過去 5 年分（有価証券報告書提出会社となってから 5 年未満のときは、有価証券報告書提出会社となって以降）の有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び臨時報告書並びにこれらに関する訂正届出書または訂正報告書。

#### ロ. 大量買付け者及びそのグループ等が自然人の場合

其々の国籍、年齢、本籍地、住所、住民票の抄本またはこれに準ずる書面、電話番号・FAX 番号及び電子メールアドレス、現在の勤務先の名称、本店所在地、勤務先の電話番号・FAX 番号及び電子メールアドレス、職歴（過去 5 年間の職業、勤務ないし職務に従事した法人または団体がある場合は当該法人または団体の主たる業務及び本店所在地、各職務の始期及び終期）並びに破産の有無に関する資料。

#### ハ. 大量買付け者及びそのグループ等に関するその他の情報

大量買付け者及びそのグループ等に関し、以下の事項がある場合は当該事項に係る資料。

- ① 日本国内外を問わず、過去 15 年間における科刑処分の有無（交通反則金処分を

除く。)、科刑処分を受けたことがある場合は、科刑処分決定の年月日、その罪名、科された刑罰または処分内容及び関与した裁判所名に関する資料。

- ② 日本国内外を問わず、過去15年間、司法・行政手続きにより、法律または法令に違反する行為として認定され、もしくは違反行為として差止めを命ずる判決、決定もしくは命令等を受け、またはそのような判決、決定もしくは命令等を求める司法・行政手続きの対象の有無、その他当社株主の意思決定に際し、重大な影響があるものと合理的に考えられる訴訟の当事者となったことがある場合には、当該判決、決定または命令等に関する資料。

なお、上記①、②ともに現在係争中のものを含む。ただし、現在係争中の場合は、当該裁判等の審理に影響が無い範囲内での資料提出で可とする。

## 2. 当社が発行者である有価証券の取引及び保有状況に関して提出すべき情報及び資料

大量買付け者及びそのグループ等が其々保有する当社が発行者であるすべての有価証券（以下「当社の有価証券」という。）、過去1年間に大量買付け者及びそのグループ等が行った当社の有価証券に係るすべての取引（取引方法、取引価格、取引場所、相手方を含む。）及び当社の有価証券に関し、大量買付け者及びそのグループ等が其々取り交わしたすべての契約、取り決め及び合意事項（口頭での合意を含む。）に関する資料。

なお、大量買付け者及びそのグループ等が、当社の株券等の買付け等の予約を行っている場合または当社の株券等の売買取引にかかるオプションの取得及び付与を行っている場合で、本資料提出以降に買付け等を行うこととなる当社の株券等がある場合には、当該契約の内容、相手方、当該契約にかかる当社の株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日に関する資料。

## 3. 大量買付けの目的及び内容

大量買付け者及びそのグループ等が行おうとしている公開買付けまたはその他の方法による大量買付けの目的及びその内容に関する以下の説明資料（大量買付け提案書を含む。）。

### (1) 大量買付けの目的等

大量買付け者及びそのグループ等が行おうとしている公開買付けまたはその他の方法による大量買付けの目的及び同提案が成就した場合の当社の企業価値並びに株主共同の利益に対する効果等に関する説明資料。

### (2) 大量買付けの条件及び方法

大量買付け者及びそのグループ等が行おうとしている公開買付けまたはその他の方法による大量買付けの条件に関し、取得予定の当社の株券等の総数及び種類、買付けの方法、対価の種類及び金額、交換比率及び金額、買付開始及び終了予定日、買付期間延長の可能性、買付けの撤回・変更予定の有無、買付けその他の取引に条件を付す場合はその条件、買付けの対象を当社発行済株式の全株を対象としない場合の買付条件、二段階以上での買付けを予定している場合はその内容、当該買付けその他の取引に関する税効果に関する資料。



なお、買付けの対価として有価証券が含まれる場合には、当該有価証券の発行会社に関する本附則 1. に準じる資料。

(3) 公開買付けにおける対価の算定根拠

大量買付け者及びそのグループ等が行おうとしている公開買付けまたはその他の方法による大量買付けの条件に関し、当社の株券等を取得する場合の対価の算定方法及び算定に用いた数値情報に関する資料。

(4) 大量買付け資金の調達方法

大量買付け者及びそのグループ等が行おうとしている当社の株券等に関する公開買付けまたはその他の方法による買付けに必要な資金の総額及び資金調達の方法・条件（資金提供者の氏名もしくは名称、資金調達契約の種類、調達金額、調達条件、契約（予定）日、返済条件、金利、提供する担保の内容、保証人その他重要な契約事項並びに調達資金の返済計画）に関する資料。

(5) 大量買付け後の計画

当社の株券等の買付け後に、大量買付け者及びそのグループ等が行おうとしている以下に掲げる事項に関する計画に関する資料。

- ① 合併、会社分割、事業譲渡、株式譲渡、株式交換または株式移転等の組織再編成
- ② 当社定款の変更、上場廃止、解散、清算その他当社経営形態に関する異例な変更
- ③ 重要資産（有価証券、無形資産を含む。）の譲渡、移転、供与
- ④ 配当方針を含む資本政策、資本構成等に関する経営方針
- ⑤ 当社子会社・関連子会社に関する経営方針、組織変更（当社店舗等の存廃を含む。）、経営陣の交代、当社現従業員の配置転換・解雇を含む労使関係の重大な変更
- ⑥ 当社事業運営に関する重大な変更
- ⑦ 経営権取得後 5 年間の事業計画（前提条件を明示した中期損益計画を含む。）
- ⑧ 当社の顧客、取引先、関係会社、地域社会その他の利害関係者の取り扱いに関する重大な変更
- ⑨ その他事業運営上の変更を伴う計画、提案、取引または協議等に関する事項

(6) 公開買付け関連資料

当社の株券等の大量買付け方法として公開買付けを行う場合には、公開買付けを行うに際し、金融商品取引法で開示が求められている事項のうち、下記に掲げる事項。

- ① 金融商品取引法第 27 条の 3 に定める公開買付開始公告及び公開買付届出書の案
- ② 同法第 27 条の 9 に定める公開買付説明書の案

4. 当社との取り決め

大量買付け者及びそのグループ等と当社、当社経営陣または当社子会社・関連子会社との間における、既存または検討中の重要な契約、取り決めまたは合意事項に関する資料。

5. 法令に基づく許認可等

- ① 大量買付けに関し日本国内外を問わず適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、独占禁止法またはその他の法令に基づく承認または許認可の有無。
- ② 上記①に関し、遵守すべき規制事項の詳細、遵守するために必要な事項の詳細、取得すべき承認や許認可の詳細、承認または許認可が得られる見通しについて当社取締役会が判断するために必要な具体的情報。

6. 当社の大量買付け規則を遵守する旨の誓約書

当社所定の書式による当社の大量買付け規則を遵守する旨の誓約書に記名捺印（自筆による署名、法人もしくは団体等の場合は代表取締役もしくは代表者による自署とする。）のうえ、資格証明書及び印鑑証明書(何れも発行から3ヶ月以内のもの)を添付し、大量買付け提案書の提出時に当社取締役会宛に提出する。

7. その他の情報及び資料

上記のほか、当社株主が大量買付けの受諾の可否につき適正に判断するために必要であるとして当社取締役会が合理的な範囲内で要請する情報及び資料。

8. 提出先

本附則に規定する情報及び資料等を記載または添付した大量買付け提案書及び大量買付け規則を遵守する旨の誓約書の提出は、当社の本社管理ソリューション部宛に料金支払済みの郵便により送付するものとする。

【宛先】

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番1号  
新大手町ビル1階  
リスクモンスター株式会社 管理ソリューション部

以 上

## 附則 2. 新株予約権の概要

「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則」（以下「大量買付け規則」という。）第 9 条に基づき割当てが行われる新株予約権の概要を以下のとおり定める。なお、本附則において特に定義された場合を除き、用語の定義は大量買付け規則に定められたところに従う。

### 1. 新株予約権の名称

第 1 回株主無償割当て取得条項付新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

### 2. 株主に割当てる本新株予約権の総数

大量買付け規則第 9 条に定める割当基準日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、割当基準日において当社が保有する当社普通株式の数を除く。）と同数とする。

### 3. 本新株予約権の割当て方法

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された当社株主（当社を除く。）に対し、保有する当社普通株式 1 株につき 1 個の割合で本新株予約権を割当てて。

### 4. 本新株予約権の割当て価額

無償とする。

### 5. 本新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日

株主に対して本新株予約権を無償で割当てて旨の決議において別途定める。

### 6. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」という。）は、原則として 1 株とする。

### 7. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間はいつでも、当社取締役会において別途決定される日が到来することを条件として、すべての本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社は、当社取締役会において別途決定される日が到来することを条件として、大量買付け者及びそのグループ等並びに取得日までに当社所定の書式による書面（本新株予約権者が大量買付け者及びそのグループ等に該当せず、大量買付け者及びそのグループ等のために行使しようとしているものではないこと及び大量買付け者及びそのグループ等による当社の株券等に対する公開買付けに関し公開買付応募申込書の提出や公開買付応募契約の締結をしていないこと等についての表明保証条項及び違約金条項等を記載した書式による。）を提出しない者（以下「非適格者」という。ただし、当社が当該書面の提出を求めなかった者は除く。）以外の本新株予約権者が保有する本新株予約権のうち、当社取締役会において別途決定される日の前日までに未行使の本新

株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに本新株予約権 1 個につき当社普通株式 1 株を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日が到来することを条件として、当該者の有する本新株予約権のうち、未行使のものすべてを取得し、これと引き換えに本新株予約権 1 個につき当社普通株式 1 株を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(3) 上記(1)及び(2)のほか、当社は本新株予約権の無償割当てに関する決議において、本新株予約権の取得に関する条件及び手続き等を定めることができる。

#### 8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、本新株予約権の無償割当てに関する決議に先立つ 90 日間（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含む。）に相当する金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。

#### 9. 本新株予約権の行使に際して出資される金銭払込取扱場所

本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

#### 10. 本新株予約権の行使請求期間

本新株予約権無償割当て決議において決定される日を初日とし、1 ヶ月以上 3 ヶ月以内の範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。

なお、上記 7. の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとする。また、行使請求期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、払込取扱場所の前営業日を最終日とする。

#### 11. 本新株予約権の行使請求受付場所

本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

#### 12. 本新株予約権の行使条件

(1) 大量買付け規則第 2 条で定める大量買付け者及びそのグループ等は、本新株予約権を行使することができない。

(2) 当社は、本新株予約権の行使の条件（及び取得条項が付された場合は取得の条件）として、本新株予約権の保有者に、自己が大量買付け者及びそのグループ等に該当せず、大量買付け者及びそのグループ等のために行使しようとしているものではないこ

と及び大量買付け者及びそのグループ等による当社の株券等に対する公開買付けに関し公開買付応募申込書の提出や公開買付応募契約の締結をしていないこと等についての表明保証条項及び違約金条項等を記載した書式による書面の提出を求めることができる。上記の確認または書面の提出がなされない場合には、当社は、当該本新株予約権の保有者を大量買付け者及びそのグループ等とみなすことができる。

(3) 本新株予約権者が、当該本新株予約権の行使により将来発行されるべき当社株式を大量買付け者及びそのグループ等に対して譲渡する旨合意しているときは、当該本新株予約権者はその旨を当社に書面で届出なければならない。この場合、当社は、当該本新株予約権の保有者を大量買付け者及びそのグループ等とみなすことができる。本新株予約権の割当てを受けた当社株主が、割当てが効力を生ずる日時点で保有する株式を大量買付け者及びそのグループ等に対して譲渡したときまたは譲渡する旨を合意しているときは、当社は、当該株主に対して割当てられた本新株予約権の行使により将来発行されるべき当社株式について、大量買付け者及びそのグループ等に対する譲渡が合意されたものとみなすことができる。

(4) 上記のほか、外国法令が適用される当該法令の管轄地（以下「当該管轄地」という。）を所在地または本拠地とする本新株予約権者は、当該外国法令所定の手続きの履行、もしくは当該外国法令所定の条件（一定期間の行使禁止、当該外国法令所定の書類の提出を含む。）の充足、またはその双方（以下「準拠法による行使及び手続きの条件」という。）が必要とされる場合は、当該準拠法による行使及び手続きの条件がすべて履行または充足されたと当社取締役会が認める場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地を所在地または本拠地とする本新株予約権者が本新株予約権を行使するに際し、当社が履行または充足することが必要とされる準拠法による行使及び手続きの条件については、当社はこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地を所在地または本拠地とする本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地を所在地または本拠地とする本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができないものとする。

#### 13. 組織再編行為の場合の新株予約権の承継

組織再編行為の場合の新株予約権の承継について、本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定めるものとする。

#### 14. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

#### 15. 本新株予約権証券の発行に関する事項

本新株予約権証券は、発行しない。

16. その他の事項

本概要に定める事項のほか、本新株予約権の無償割当てに関する詳細は、本新株予約権の無償割当てに関する決議または当社取締役会において別途定める。

以 上